

4練教教指第412号

令和4年4月22日

練馬区立幼稚園長様
練馬区立小学校長様
練馬区立中学校長様
練馬区立小中一貫教育校長様

練馬区教育委員会事務局教育振興部
教育指導課長 山本 浩司
(公印省略)

4月25日以降の区立学校(園)における教育活動等について(依頼)

新型コロナウイルス感染防止対策に様々ご尽力いただき、感謝申し上げます。

東京都および練馬区の感染状況は、未だ予断を許さない状況にありますが、第6波ピーク時の2月上旬に比べ、一定の落ち着きを見せています。

こうした状況を踏まえ、区立学校においては、4月25日以降、下記のとおり感染防止対策を講じ、教育活動を実施することといたします。

記

- 1 「練馬区立学校(園)改訂版感染予防のガイドライン(第四改訂版)」に基づき教育活動を実施する。
その際、現在もなお感染者数が高止まりしていることや、新たな変異株の拡大が懸念されていることなどを踏まえ、ガイドラインに示している日常的な感染予防策や各種活動に応じた対策を徹底する。
- 2 各校において陽性者や濃厚接触者数が増加するなど、感染拡大が懸念される場合は、感染リスクの高い活動を中止するなど、校長判断で各校の実態に応じた感染予防対策を適宜実施する。

【問い合わせ】

教育指導課 指導主事

電話 5984-5759